

## 除外要件整理票

番 号	②			
土地の概要	所在地	丹波篠山市西古佐字御所前ノ坪263番	面積	1,621㎡のうち667㎡
	公簿地目	田	現況地目	田
	所有者の住所	丹波篠山市西古佐	所有者の氏名	A
	効率的かつ安定的な農業経営を営む者(担い手)の利用集積該当	該当有り <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">該当無し</span>	利用集積の該当面積	-
			担い手の氏名又は組織名	-
			利用集積の内容	-
土地改良事業実施状況	丹南町単独ほ場整備事業 (昭和50年3月31日完了)	担い手以外の権利設定関係	該当無し	
事業者	住所	丹波篠山市西吹		
	氏名	B	職業	会社員
	土地所有者との関係	孫		
事業概要	施設等の概要	農業後継者住宅、農業用倉庫及び農作業場建築		
	実施する理由	事業者は、現在家族が経営する自動車整備工場に勤務。事業者は家族の長男であり、現在家業や家族所有の農地を管理している祖父や父に代わって、今後事業者が後継者となる予定。 この度家族の農地を効率的に維持管理できる土地で、事業者夫婦の生活拠点となる農業後継者住宅や農業用倉庫等を建築する。		
	実施する時期	令和6年9月		
○農用地区域からの法定除外要件（農振法第13条第2項）農振除外の5要件				
要件		照 合 結 果		
1号 (代替性、具体性)		・農業後継者住宅・農業用倉庫及び作業場という計画の具体性と、事業や農業の代替わりを進めていく緊急性が認められる。 ・申請地以外の用地選定も実施。別添の用地選定調書参照。		
2号 (農業への影響)		・計画地は、北側と西側の2辺が農用地区域以外に接しており、一団の農用地区域の縁辺部である。地形的連続性や農作業の連続性を損なうものではなく、効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすものではないと認められる。		
3号 (農用地利用集積への影響)		・利用権は設定されておらず、利用集積への影響は認められない。		
4号 (土地改良施設への影響)		・本件は、工事作業中に既存の用排水路への変更が生じない計画となっている。また、用水路は計画農地が最も下に位置する農地であり、他の農地への影響は認められない。		
5号 (ほ場整備完了後8年以上経過)		・昭和50年3月31日 丹南町単独ほ場整備事業工事完了。 ほ場整備後、8年以上経過している。		
市町の総合判断				
上記の1～5号要件を全て満たしており、除外はやむを得ないものと思われる。				